

覚 書

兵庫県立神戸高等学校（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人産業人 OB ネット（以下「乙」という。）とは、甲のスーパー・サイエンス・ハイスクール（以下「SSH」）事業の充実に努め、次の通り覚書を締結する。

記

第 1 条（目的）

本覚書は、甲と乙が連携し、乙が甲の SSH の事業に係る探究活動に対する助言・支援を行うサイエンス・アドバイザー（以下「SA」）の支援体制及び支援内容を定め、甲の SSH 事業の活性化に寄与することを目的とする。

第 2 条（支援内容）

甲が乙に依頼する支援内容は以下の通りとする。

- (1) SSH に係る探究活動全般に関する進め方に関わる助言・支援。
- (2) 各 SA の専門分野における助言・支援。
- (3) 担当教員との助言・支援に関する連携。
- (4) 乙の SA 間の連携を密にし、複数人による支援において一貫性を持たせる。
- (5) 助言・支援日時は原則毎週授業日の甲の校内でのみ行うこととする。

第 3 条（期間）

本覚書は、覚書締結の日から発効し、有効期間は覚書締結の日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、本覚書の有効期間満了の日から 2 ヶ月前までに甲又は乙から異議の申し出がないときは、更に 1 年間更新するものとし、その後も同様とする。

第 4 条（謝金）

交通費は乙の事務所から甲までの実費とし、謝金等は甲の SSH の規定に準ずる。

第 5 条（機密保持）

乙は支援上知り得た甲の機密情報を第三者に漏えいしてはならない。

第 6 条（個人情報）

乙は支援する生徒の個人情報に関して、第三者へ漏らしてはならない。また生徒との接触は第 2 条（5）項に定める時間・場所に限定し、その他のメール等のコンタクトも指導教員を通じて行うものとする。

第 7 条（著作権）

乙が作成し甲に提供した申請書類以外の資料等の著作権は乙に帰属するものとする。

第 8 条（協議）

この覚書に定めるもののほかに、細目その他必要な事項については甲と乙が協議して別に定める。

本覚書の証として本覚書を 2 通作成し、各々 1 通を保有する。

2019 年 5 月 1 日

甲 神戸市灘区城の下通 1 丁目 5-1
兵庫県立神戸高等学校
校長 世良田 重人 (印)

乙 神戸市中央区東川崎町 1 丁目 8-4
特定非営利活動法人産業人 OB ネット
理事長 服部 晃 (印)